

(第九部)

第五回 参議院厚生委員会 會議録第二十号

昭和二十四年五月九日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○優生保護法の一部を改正する法律案
(谷口彌三郎君外三名發議)

(右案に關し証人の証言あり)

午前十一時三十一分開會

○委員長(櫻本重雄君) それではこれより委員會を開會いたします。本日は優生保護法の一部を改正する法律案を審議することとし、予め御承認を得ておきました証人の出頭をお願いいたしました次第であります。申上げるまでもなく、大體御了解願つておると思ひますが、この度参議院の厚生委員會におきまして、委員の提出法案といつたしまして、優生保護法の一部を改正する法律案が出されたのであります。數回に亘つて審議を續けて参りましたが、尙慎重を期しまして、各界の御意見をお伺ひして、これの審議に資したい、かように考えてお願いいたしました次第であります。お出で下さいました四氏の方に對しまして厚くお礼申し上げます。最初に宣誓をお願いいたします。皆さんの御起立をお願いします。

証人 山田 悦世
宣誓書
良心に従つて眞実を述べ何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 賀川 豊彦
宣誓書
良心に従つて眞実を述べ何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 岡本梅次郎
宣誓書
良心に従つて眞実を述べ何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 森山 豊
宣誓書
良心に従つて眞実を述べ何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 岡本梅次郎
宣誓書
良心に従つて眞実を述べ何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 岡本梅次郎
宣誓書
良心に従つて眞実を述べ何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

第九部 厚生委員會會議録第二十号 昭和二十四年五月九日【参議院】

に「暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの」が指定医師の認定によりまして、人工中絶ができるというところは固期的な私は法文であらうと思ひまして、非常に賛意を表しておるのでございます。又第三号の問題であります。これは前の委員會でも問題になりました点でございまして、前の原文は健康を目的とする法文であつた、これは併しながら新らしい改正法の第二号に纏められて、
「妊娠の継続又は分娩が母体の健康を著しく害するもの、極めて簡單で而も明瞭な條文に書き集められたことは、非常に私は嬉しく思うのであります。そうしてこれは第三号に「妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮乏状態に陥るもの」これは経済上の問題であります。第三号、殊にこの法案の全部から通覽いたしますと、優生保護の目的が、不良な子孫の出生を防止し、母性の生命健康を保護するというこの二つの大きな問題になつておるのであります。そこへ以て來てこの経済問題が加えられるのでありますから、考えようによつて何らかそぐいが悪いようなお考えを一般の方がお持ちになるかも知れんと思つたのでありますけれども、大體現今又將來の日本の問題といつたしまして、人口と食糧との二つは大きな問題なのであります。これを解決するにあつたれば國民の経済生活の安定というものが期し得られないように思ふのであります。でこの國民の経済生活の安定が保たれてこそ初めて國內の治安の維持というものが望み得るのであります。治安の確保ができた後経済の安定がそこにあつて、初めて私は文化の推進向上といふものが期せられるように考えるのであります。古い諺でございしますけれども、衣食足つて礼節を知る、これは私千古不滅の金言であらうと思つたのであります。こういう意味におきまして、我が國民が文化の推進と向上が期せられるようになつて初めて、いわゆるみずから賄ひ得る自主的精神といふものが、國民の間に湧然と湧いて來ることになり、ここに自由な民主主義が湧いて來るものと、まあかように考えられるのであります。このことによつて初めて私は平和日本といふものができるといふやうなところから思ふのであります。この際に入せられるといふことは、私意義あることと思つて賛成しております。他の点におきまして、他の方々から御意見ももとより拜聴できるところと思ひますが、差当りこの第三章の問題についてのこの機会に私の意見を述べたいと思ひます。

○委員長(櫻本重雄君) 続いて森山君からお願ひいたします。

○森山(森山君) 私は産婦人科の専門医といつたしまして、実際にこの人工妊娠中絶を行つた者の立場といつたしまして、今度の改正案は大変結構だと思つております。まあ終戦後は特に人工妊娠中絶を希望する者が非常に多くなつて参つたのでありますけれども、その実情、その中絶を希望する理由は、経済状態といふものが非常に關係してゐたわけなのですが、從來はそれがその適用によつて中絶が認められませんでした。それで実際に國民のそういう訴えを直接切実に訴えられる者は医師でありまして、ですから医師が法律とそういう実情との板挟みになりました。非常に苦境にあつたと思ひます。ですからそういう点におきまして、その実情に即した改正が行われるといふことは、医師の立場からいたしまして非常に良心的な仕事ができると思ひます。

それからこの第三章第十五條の規定、指定医師以外の医師の人工妊娠中絶といふことについて、この度改正案では、指定医師以外の医師は特別の場合の外は人工妊娠中絶を行うことができないといふように規定されておりますが、これも非常に結構だと思ひます。この人工妊娠中絶の手術その他の方法は、この頃一般に非常に簡単に考へられて、それによる弊害が相當出て來て母体の犠牲者が出て來ておるのが実情であります。それは人工妊娠中絶といふものは非常に簡単に考へ過ぎる。又専門家でない者がこれを行つたために起るところの犠牲であります。ですからこの一定の資格を持つた者の指定医師以外は、この方法を行うことができないといふことを明文化して置くことは、母体の保護の上から申しまして大変結構なことだと思ひます。その他のことにつきましては又後程……

○委員(根本重蔵君) 続いて民生委員であられます山田悦世さんをお願いいたします。

○委員(山田悦世君) 私は民生委員の立場から本法案の改正の中の第十三條の三号、妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮乏するといふ項目ができましたことを、衷心から喜ぶ者でございます。実際のケースを扱つて見まして一番只今までにこれが私達の望む本当に必要なものでありまして、今までの法案といたしまして、生活の困窮というふうな状態の者に対する的確な民生委員としての意見書を添えることがないために、実際に面において私達は今も一日もこの法案の改正を必要として望んでおつたものでございませう。本日のお会において、私達は、この生活が著しく困窮する者に対しての、民生委員の立場というものが活用されるというところは、大変結構と思つたので、その外に對して私達の立場から申上げる面につきましては別に何もないうちに思われますのでございませうけれども、お時間をお許しして頂けるのでございませうれば、第四号に對して多少私達の意見として申上げなければならぬことがあると思つたのでございませうけれどもそれはあとで、……只今でもよろしくございませうか。

○委員(根本重蔵君) どうぞ引続いてお願いいたします。

○委員(山田悦世君) 第四号の「暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの」それに対しては民生委員の意見書を添えることを要するといふ法文がございませう。それ

につきまして民生委員の立場といたしまして、どの範圍にどのような項目によつてその意見書を作成するかどうかというところは、非常にむづかしい問題であると存じます。それでこの範圍にお許し願える場合等ございませうれば、民生委員としての意見書もよろしいと思つたので、的確なる保証は不可能と存じますので、この面についての民生委員の意見書というものは大衆民生委員の立場からは迷惑と申上げてはあれでございませうけれども、はつきりした自分達の責任を取ることができないように思ひますのでその点如何な御意見でございませうか。

それからもう一つ前に問題が戻りますが、医療保護の問題でございませうが、生活困窮者が妊娠中絶の意見書を添える場合に、実際の面では浮び上つて来ることは、その妊娠中絶の費用の点に對して、医療保護をすべき優生保護の中にあるその人工中絶に対する費用の点は、どういたしたらよろしいものでございませうか。それはやはり生活保護法の中の医療というものと関連してよろしいかどうか、その点をほつきりお伺いしたいと思ひます。実際の面ではそれが一番大切なことだと思ひます。それだけでございませう。

○委員(根本重蔵君) 続いて賀川豊彦先生から宗教家の立場、評論家の立場から御所見をお伺いいたします。

○委員(賀川豊彦君) 私は修正案の妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮乏する者といふことにつきまして、條件的に考えなくちゃならんと思つたのであります。第一はこの優生保護法から来るものは実に立派なものでありまして私は大賛成であります。けれども

とも経済的な故に、貧乏な家に必ず中絶してもよいといふことは私は言ひ切れないと思ひます。何故ならば貧乏であるけれども私たちの知人に四十数年間満足に住んでおりました、非常に立派な家庭がある。若しもその立派な家庭がどん／＼産兒制限してしまつたものならば、私は日本の優秀な家庭の絶滅が来る心配があると思つたので私は條件付きで賛成するものであります。

先ず第一に私はここに伺いたいことは、一休日本の食糧問題は本當に解決するの、解決してはいない。これは例えば我が國の耕地は六百二十万町歩あつたものが四百四十万町歩に戦争によりまして減りました。けれども山岳地帯は千五百万町歩、原野が約五百万町歩、合計二千四百四十万町歩に及んであります。これに對するに西洋諸國では山岳農業は随分盛んにし、いわゆる樹木作物をやつております。けれども日本においては殆んど栃木縣においてさえ「うちの木は一本もありません。却つて群馬縣の方があつた、福島縣あたりにもある。うちの木が一本の木から恐らく一千粒くらい採れるのであります。これをほつたらかしてある。秋田縣でもほつたらかしてある。恐らく私は事実ほつたらかしてある量は三千万石と私は考へておる。三千万石のものを捨てて置いて、これは「わとり」の餌にもなるし、蛋白質源なり、澱粉資源、油の資源にもなるというのに殆んどほつたらかしてある。それで果して日本の人口問題を解決できるか。大きな誤謬である。この際須らく山岳農業を盛んにしなくちゃ本當でない。アメリカは御覽の通り一九二〇年に

若しもアメリカの總人口が一億九千五百万人であつたらばそれ以上発展しないといふことも疑である。段々調べて見ると二〇〇何％しか耕作していない。樹木作物については恐らくそれがずつと九割まで食糧資源に替へ得る。日本においても、若しもこの山岳地帯の、私共の永年主張しております樹木作物「くり」「しい」「こち」「かや」或いはその他の沢山日本には温帯の關係で非常によいものがありますけれども手をつけない。私は是非この際西洋の人がああ言ふからといふのでなくて、もう少し食糧問題を人口問題と並行して考へて行きたいと思つたのであります。

次にアメリカあたりでは女學生が大學を出て結婚するものが四割くらい、優秀な者は却つて結婚せずして優秀でない者がどん／＼子を生んで行くといふ心配をしておるものもあります。マルサスも考へておる。ところが私はこの優生保護法は非常に結構だと思ひますけれども、著しく窮乏する者の中にも優秀な家庭があります。それに対する憲法第二十五條によるところの保護法を十分徹底して頂きたい。そういうものに対して、民生委員の方からこういう家庭は多量であつても、これは保護して頂きたいといふことを遂に訴えるだけの御準備があるならば私は賛成します。然らずして、ただ貧乏だから誰でも、彼でも優秀な家庭でも皆産兒制限をするというならば絶対に反對です。我が國の食糧問題は今の場合は窮乏しておりますけれども、必ずしも私は悲観しておらない。日本の今の耕地面積六百万町歩に對して四倍のものがまだあるのだ。これに對する我が國の農業者及び食糧生産者は怠慢である。

故に是非これらは努力をして、食糧問題は内地において解決しなければならぬ。例えば我が國における農業でも、余りに硫酸アンモニア或いは硫酸などを使い過ぎる。デンマークではたつた二キログラムしか使つていないのに、日本では二十キロもの人造肥料を使つてゐる。それで酸性過多の結果水素イオンが段々酸化し減つてゐる。近海魚も減つてしまふ。何億円も戦前収入のあつたものが今では減つてしまつて困る。これは我が國の一つの大問題であります。だからして農業生産と工業生産とが同時に考えられ又人口問題に影響して来ると思ふ。最近の開墾なども、私は我が國の一番大事な國土のエロージョン、腐蝕土を流してしまひ、段々膠質が流れてしまつて、そのまま放つて置けば人口の半分しか支えられないと思ひます。そういう意味でもう少し真剣になつて、ただ單に農業は農業政策、人口は人口政策だといふ局部的な研究でなくて、総合的な研究をして頂きたいと思ひます。私は日本において今の人口が、例えば一億になつても、或いは一億五千万になつても、今の倍になつても、今の山岳地帯を十分に手入するならば、我が國においては雨量が多いし温帯三千四度線の下下に発達している國でありますから、人口は保ち得る、こう考へておりますが、それは今の間に合わない。間に合わないから部分的においては産兒制限をする。それに対しては繰返して申し上げますが、優秀な貧しい家庭に對しては憲法第二十五條によつて保護して頂きますことを必ず挿入して頂きたい。それから更に進んで、西洋諸國で問題になつております、丁度動物的な考

ては民生委員の意見書を添えることを要するといふ法文がございます。それ

法から来るものは実に立派なものでありまして私は大賛成であります。けれ

農業を盛んにしなくちゃ本当でない。アメリカは御覽の通りに一九二〇年に

まだあるのだ。これに対する我が國の農業者及び食糧生産者は怠慢である。

それから更に進んで、西洋諸國で問題になっております、丁度動物的な考

えか知りませんが、人工受胎の問題、西洋では優秀な家庭に対しては、そのスベルマをオヴアルムに挿入し、人工受精ができるまで考えられているのでありますから、私は貧乏人なるが故に貧しい家庭を保護せずして、それを全部中絶してしまふといふことは絶対に反対、これは國家が責任を以て保護すべきものだと思つております。更に逆効果の心配をしております。だからこの第三條には同時に優秀な家庭に対しては保護をするといふことに對しては但書を入れて頂きたい。

もう一つは我が國で一番心配しているのは封建的といふ同士の結婚でありまして、今尙日本では「いとこ同士」の結婚を許しておりますが、我が國の雙重者、即ち雙の不具者は十万人くらいあるといふことを推定されております。その七割五分といふものは殆んどいとこ同士の結婚であります。それでは「いとこ」同士の結婚に対して何らかの措置をして頂きたい。すでにそういう家庭において雙重者が出た、或いはその外結婚による同士の退化状態が現れた者に対しては、優生委員會において監視をして頂きたい。或いは思い切つて「いとこ」同士が結婚をする場合には、必ず民生委員、或いは優生委員會の許可を得るというようなことをもお考えをお願いしたいと思います。以上を以て私の証言を終ります。

○委員長(櫻本重雄君) 先の証人のお言葉の中に多少法案改正についてお尋ねのあつたような点もありますので、この際提案者の谷口委員から説明をお願いしたいと思います。

○谷口三郎君 只今証人の四名の方

第九部

厚生委員會會議録第二十号 昭和二十四年五月九日【參議院】

方から順次いろいろの点について御説明を頂きまして誠にありがとうございます。私は提案者の一人といたしまして、只今のお話のあつたうちで、二申上げておいた方がよからうと思ひますので申上げておきます。岡本俊事さん並びに森山保徳部長さんのお話は共に御賛成を得ておりますので申上げることとございませうが、山田悦世さんのお話の中に十三條の四号につきまして、四号は只今のところではあつて、四号は留め置きまして、改正の方では入れておかないのであります。第四号につきましては民生委員としては非常にあつた点に困つておられるといふことをお伺いしまして、誠にさうであるとお共思つておられるのであります。實際に暴行を受けて抵抗のできないという場合に殺害されたといふことは、これは實際の事情として而もそのときには妊娠したか妊娠せぬか分らないような場合でありますから、その後妊娠したとして申出て來ましたときに、以前に實際にさういふような事實があつたかないかといふことについて、民生委員の方々はこれに対する意見書をお書きになるときに困りになるというところは十分承知いたしております。事實に上らういふ場合もあり得ると思ひますので、これは民生委員の方は誠に御迷惑だけれど、その人を助けるという意味からいたしまして、ぜひさういふ場合がございしましたら、よくその人の状況を聞いて、さうして意見を出して頂きたいと思ひます。無論その場合の意見書はその民生委員のおられるところ、妊娠のおられるところの民生委員に限つておりません。或いは事実のあつたところの民生委員の方にお願ひい

たしまして、さうしてできるだけやつて頂きたと思つております。それから尙第三号のところでは生活困窮者において医療費をどうするかというお話がございしましたが、これは御尤もなことでありましたが、我々といひましては、いわゆる生活保護法による者、或いは生活保護を受けなければならぬ状態にある者に対しては、医療費を必ずその場合には支給するといふようにしたいと思つておられるのであります。その点につきましては尙後刻大蔵省の主計局の方とも十分協議して、必ず医療費として出されるようにしておきたいと思ひますから、どうぞその点は御安心して十分これがよいと公布された場合においては、大いに御協力、お世話を頂きたいと思ひます。

それから實川先生のお話のうちで、この十三條の三号の中にもいふやうな貧困者、貧乏人は必ずしも不良の者ではない。貧乏人の中にも優秀な者があるといふお話で、至極御尤なこととございまして、我々もさういふように考えておるのでございます。この点につきましては、この法文には掲げてはございませうけれども、或いは施行の方面におきまして、是非優秀な者は残すようには、人工中絶をやらんように進めて貰うようにしたいと思つております。

無難優秀な方に対しては、それだけ子供を余計持つて貰う以上は、その優秀な者に対しては國家が育英方面とか何かの方法で、十分にその人への償いをせなければならぬといふやうなことに存じて、この案を施行する場合にも十分その点には注意するように考へておるのでございます。

それから又近親者の結婚に対しての御注意がございましたが、これも実に私共もさういふやうな事例を十分存じておりますので、只今のところでは優生結婚相談所におきまして、近親者が結婚するやうなふうな場合には、是非それを相談所に持つて行き、さうして十分聞いて頂く、無論近親者でも優秀な者のみの結婚であつたらさう害はございませうけれども、多くは近親者は悪いのがよく入るものですからいかんのであります。その点は優生結婚相談所で十分その点を注意したいと思つております。この点につきましては、実は民生委員の方々にもお願ひして置いて、結婚するやうなふうな場合には優生結婚相談所に成るべく一應相談をするようにといふやうなことも、仕事上の多い民生委員にお願ひするのは御迷惑と思ひますけれども、さういふところも將來お願いしたいといふやうなふうに考へております。提案者といひまして一言只今のお話に対して申上げて置きたいと思ひます。

○山下義信君 簡単に証人に質疑した点があるのですが、……

○委員長(櫻本重雄君) 尙証人の方で、今までのことについて何か附加えられるやうなことはありますか。

○岡本重人君 御議論の中に大体出ておりましたから、多く附加することもないやうに思ひますが、やはり十三條の場合であります。この指定医師の申請、地区優生保護委員に対してなすの意見書を添えることになつておりますので、只今實川証人のお言葉を聴きまして、私も私共育ける点があるので、さういふ憂を除くために、どうかこの委員會の意見につきましては、嚴密な意見

見を成るべく徹するようにして頂きたいと思ひます。單に経済が窮乏状態に陥つておられると申しまして、主観的に捉われないやうに、客観的によく御審査賜ふやうにお願いしたいと思ふのであります。地区優生保護委員會におきましてはその審議を嚴密になさるやうにこれは運用して頂きたい、さう思ふのであります。

○委員長(櫻本重雄君) それではこの際各委員からお尋ねになることがありましたら……

○山下義信君 岡本証人に伺ひますが、妊娠中絶が容易に行われるやうなふうになつて参りますと、つまり通俗に申しますと堕胎の公認といふやうな意味になる、あなたのお立場としまして、現行刑法の墮胎罪との關係などにつきまして、或いはその墮胎罪の適用などにつきまして御所感がございしましたら承りたいと思ひます。

それから山田さんに伺ひたいと思ひますのは、生活保護法を適用いたしております家庭は、これはもう分つておるわけでありまして、妊娠によりまして生活が窮乏状態にこれからなるやうとするといふその認定につきまして、民生委員としては御確信が持てますか、どうかといふ点を伺ひたいと思ひます。

尙併せまして民生委員の立場としては言つてもございませうが、兒童委員會の立場がございまして、兒童福祉法の關係から申しますと、妊娠婦につきましては十分に保護を加えて行かなければならぬ面もございまして、この生活困難者に対しては妊娠中絶を許します優生保護法と、兒童福祉法によりまする妊娠婦に加入する保護の面

三

とのその調節につきましては、民生委員といたされましてどうかお考えになりますか、その点を伺いたいと思います。

それから最後に私賀川さんに伺いたいと思ひますのは、こういうふうには妊娠中絶を大層に認めるように相成りますと、いろいろ道義の上に及ぼします影響、これにつきましてもどういうふうにお考え下さいますでしょうか。相当その方面のことも考えなければならぬのではないかと申します。

尚又今一つは宗教という立場から申しますと、例えばそれが少々劣つておる者でございまして大切にならして行かなければならぬのではないかと申します。いろいろ母性愛その他点からいたしまして、宗教的影響は如何でございましょうか、世道人心に及ぼします影響の点につきましても、宗教的立場のお考えを承りたいと思ひます。以上でございします。

○岡本 従来私共検査官或いは裁判所の、殊に検査官の場合であります。が、墮胎罪の犯罪態様を見てみますと、多くは不倫行為に基くものが多いのであります。正常の夫婦関係の場合におきまして、なされる場合は極めて少いのであります。正常の夫婦関係の下においてなされる場合は、母体の保健的立場から、或いは胸を患ひ或いは他の病氣によつて妊娠を継続することを不都合と考へて、医師の診断を求めその証明書を持つて、又婦人科医に駆けつけて手続を取つて貰う、そういう手続が不備なる場合によくその容疑者となるのであります。そこでその認定問題になつて来るのであります。果してその必要程度の健康上の問題があつ

たかどうか、不倫な場合はもう大体それで分りますから、成る程不倫を原因として墮胎を志した、こういうことが分りますからいいのであります。ところが本法のできることによつて、結論的に申上げますと、検査警察の立場における認定の困難が極めて減つて、不幸なる墮胎罪というものが減つて来ると、私はこう思ふのであります。

それは二つの方面から觀察できると申します。指定医師というものが法人である医師会から厳密なる選定を受け、この医師のいづゆる意見によつて、この者は人工中絶の必要がある、こう認める一つの仕組みがここに公けに認められる、又當事者の本人が、明らかに自分がこれを墮したいという意思表示を明らかに申出で来る、そうしてこれを委員会で、客観的に検討する、これは墮すのが合理的だ、こういうことになつて参ります。この墮胎罪の裏には施術者側におきましても不当な財産上の利得とか何とかという問題が纏つて来ておつたのであります。それが防げますし、不倫行為の罰から罰に流さんとした本人の不正行為も防げる、かように考へるのであります。

でこの法文はそういう意味におきまして私は非常に意義のある法文だと思つております。従つて將來の墮胎罪の檢察取扱ひにつきましては、極めて扱い易くなり、又容疑者が不測の禍を受けることもなくなる、かように思ふのであります。

○委員長(塚本重雄君) 山田証人にお願ひします。

○山田 先程山下さんから生活に窮迫している者に対して正義の立場か

らどの程度の判断を下し得るかという御意見は、民生委員として大変結構だと思ふのであります。民生委員として一番大切なことは、生活補助を受けるような生活保護の線に沿つて、民生委員としてはこの法律の決めるところを適用して行くということになります。が、一步前のところで民生委員として、とにかく民生委員の職務上これが一番濃くましく、民生委員の努力如何によつてはつきりとその原因を臨みかめるといふことが現れるわけにございしますから、生活困難者で著しく窮迫している者に対しての調査といふものは、民生委員の職務の一番大切なことであるから、お説の通り認定によつてどうしようという如何のし点はあるかも存じませんけれども、私達の立場から参りますと、生活に困窮している者に対しての調査といふものについて、私は、私達は濃くましく原因を先ず確めて、そうして或る時期において、生活困難者に該当する者は、時間的には余裕のない場合が多いのでございしますが、その一步前の多少の時間的余裕がありましますものは、調査の上において、私達が家庭を訪問いたしましたり、或いはその境遇がどの方面からそういうふうな生活困難を來したのかという原因に対して、その家族或いはその環境、或いは又健康、身体の保健、そういう方面から全面的に、多方面に亘つての調査を民生委員としてはするわけにございします。そうして追及し追及を重ねて行く。そのときにその涙と愛によつて、先方が絶対に民生委員に對しては誠意を以て、それに対する自分達の胸臆を披露するだけの精神的の愛情の面において解決して行くという

のが、私達は正しい民生委員の認定の方法の一つであると考えております。それができないで、ただ米の通帳を持つて来て應答米が欲しいとか、或いは又いろいろなことのテクニックによつて、民生委員が左右せられるという場合があるとすれば、これは國家が制定された民生委員といふものに對しての考え方がどうかと思ふのであります。その面については以上の御心配は或る程度ないといふことを私として民生委員の立場から申上げられるということにございします。

第二には妊産婦の保護のことについてですが、それは兒童福祉の面にも關つてございしますように、母子手帳を交付されて現今非常にみんなが關心を持つておられますので、兒童委員の立場にいたしまして、妊産婦の問題は私達はつねつね日々研究しておりました。妊産婦の保護といふ面については、妊娠いたしました者の一ヶ年の生活状態、それによつて起るいろいろな複雑なる精神の過程、或いは生活面における経済的の負担、自分が働き得なくなつた場合にその夫が如何にそれに対して理解を持つかといふことが、一番この保護の問題として私は取上げられるべきだと思ふのであります。そも／＼妊娠といふことの根本を考えますれば、これは男女とも非常に重大な問題でありますから、勿論夫たるものは母性に対しては別の面の妻という立場、或いは又妊産婦、自分の子供が入つてくる体に対して、それはただ單なる自分のベター・ハーフという立場でなしに、何れに、やはり子供といふものに對する考え方の家庭的の根柢がはつきりいたしますれば、保護の面においていろいろ

な福祉の施設もございします。民生委員が御相談を受けた場合にも、その面についての医療、保健、衛生或いは精神、そういうことは民生委員としては如何なる方法でも盡します。要は根本は夫婦の生活面がその場合にどのようになるか、それだけが私は根本だと思ひます。

○山下 養育者 ちよつとこういうことを伺いたいです。あなたは民生委員兼兒童委員の立場で、ここに妊産婦があるとしたらば、先ずそれがお産を健やかにするようにという方へ先に指導なさいますか。或いは生活窮迫の状態を見て、妊娠中絶の方へ御指導になりますか。それはいろいろケースも違ひますが、大体この法律ができたなら、あなたは一体どつちの方を御指導になりますか。

○山田 それは賀川先生が先程おつしやましたように、優生保護の立場から言へば、質的問題でございします。でありますからその方法はどちらとも言ひかねます。

○山下 養育者 そのときにその質の優劣の御判定ができる御自信がございしますか。

○山田 私はその面については玄人ではございしませんので、はつきり申上げかねますけれども、それについて疑問を抱いた場合も、専門家がおりますことですから、一應私達はそのケースに對しての調査表を披露いたしましたので、どこまでも自分自身に責任を持てる範囲までは追求いたします。そうして大体私達が見まして、兒童委員の立場から子供成長を見ますと分ります。その母親の健康状態といふものは、精神的にも健康的にもその子供が

問題になつて来るのであります。果してその必要程度の健康上の問題があつ

○山田重人 先程山下さんから生活に窮迫している者に対して正義の立場か

分達の胸奥を被覆するだけの精神的の愛情の面において解決して行くとい

え方の家庭的の根柢がはつきりいたしますれば、保護の面においてい

す。その母親の健康状態というものは、精神的にも健康的にもその子供が

よい例でありますから……。子供のな
い方の場合は、又そのお子さんの生れ
て参りましたお母さんの健康状態とか
或いは又環境及び生活状態、生活をど
ういふふうにするかは切りに開いてい
るかしらんとする生活状態から見
れば、大体その人の健康、又これをど
ういふふうにするべきかということ
自然に出て来ることでございませう
から、民生委員といたしましては、専門
家ではございませうけれども、専門家
を頼りましてまでも誠意を以て保護に
する熱意は受け得られると思ひます
から、その点は御心配は要りません。

それからこの法案を讀みますと、優
生結婚相談所のところで「受胎調節に
関する適正な方法の普及指導をするた
め、改正の必要がある」ということが書
いてございませうが、これは優生結婚相
談所は必ずしも保健所に附属している
ものではないのでございませうと、
今の場合考えられるのでございませう
けれども、優生結婚相談所なしに保健
所というものが受胎調節に関する適正
な方法を行い、その場合民生委員の一
人がそれに対して意見を述べられるよ
うな方法にして頂ければ大變に結構だ
と思ひます。

○委員(後本重慶君) それでは賀川
証人にお願ひします。

○賀川証人 第一にこの道義の類に
関する件でございませうが、これはす
でに婦人雑誌あたりが極端に書いてしま
つたものでございませう……兵庫縣あたりは
去年の間に中学生の強姦及び輪姦が神
戸市だけで六十件ございませう。驚く
べき犯罪でございませう。殊に最近の
傾向は一昨々日神戸の少年審判所の報
告を間接に聞きましたが一九四七年

に比べて一九四八年は男子において三
五%の増加、女子が八五%の増加その
うち顯著なものが性的犯罪です。だか
らして私はこの御発表でもオランダ式
にして頂きたい。オランダではやはり
ダッチベツサリというのを大變皆さ
ん使つておりました。オランダには貧
乏人は一人もいないといふくらいまで
徹底してあるのでございませう。けれど
も道義は保たれておりました。これは教
育学的に取扱つておりました。日本では無軌
道に新聞雑誌がでかく書くもので
すから、子供が面白がつて沢山使ひ
たがつておりました。あちこちで雛魚
をやる。中学生が雛魚をやる。恥
かしいことを沢山新聞雑誌に傳へられ
てゐるようなことが起つて来るので
す。それで、できれば是非この優生保
護法の方は非常に立派に作られていら
つしやいませうが、この優生保護法の程
度で教育学的に取扱ふなければいかん
と思ひます。新聞雑誌が面白がつて書か
ないようになつてその点何かの工夫をして
頂きたいと思ひます。

宗教の方面でございませうが、これは
食糧不足から参りまするいわゆる嬰兒
殺し、インファンチサイドといふもの
はとても怖いものでございませう。有
名なアリユニオン列島における多
くの嬰兒殺しは、食糧が来たらば止ま
つてしまつたといふことがクロバトキン
の「相互扶助論」に書いてございませ
うが、日本においても少し食糧が豊富に
なり又日本の優生保護法が徹底して参
りますと、驚く程赤ん坊の死亡率は
減つて参ります。逆に貧民窟あたり
を、私共多年の間経験して参ります
が、嬰兒殺しといふものは大抵は先程
お述べになりましたような不倫の關係

第九部 厚生委員会會議録第二十号 昭和二十四年五月九日【會議院】

から女中に子を孕ましたとか、或いは
不義の中であつたけれども、育て上げ
られないために金をつけて貧民窟に捨
てて来る。どん／＼捨てていつて仕舞
には嬰兒殺しになつて訴へられるとい
ふような場合でございませうから、そ
の嬰兒殺しを止めるためには、どうし
ても或る程度オランダ式の産院制度、
いわゆる受胎調節はしなくちやいけな
いと思ひます。勿論オランダでは割
合に宗教的な情懷があるものでござい
まから、極端な脱線はしてございませうが、我が
國は明治以後の宗教教育が徹底して
りませうし、両親教育が家庭において
純いものでございませうから非常に心配して
います。是非この点は文部省とも連絡
をとつて下すつて、又一般公民教育と
連絡をとつて教育的に扱ふ。只今申
しましたことは、これは余りに宣傳が
ましい興味本位に取扱ふ新聞雑誌に
しては或る警告を發して頂きたい。も
う一つはこういう講習会の場合にお
いては、努めて子供を入れないこと、
それを一つ極く嚴重に取扱つて頂きた
い。

尚一つお願いしたいのですが、とに
かく嚙と嚙と日本には減らないので
ございませう。それでむしろこの三親等
の結婚に対しては、民生的に民生委員
の許可を得るというふうな、逆に何か
手段を取つて頂かないと、折角のこの
優生保護法が一番意圖の点において私
は駄目になると思ひます。

○山下重信君 森山証人に伺いたい
と思ひますが、これは委員の中にも
専門家がおりますから何つてもいい
んですが折角ですから証言を一つこの
際伺いたいと思ひます。それは生活困
窮者の妊娠中絶の、つまり治療代、こ

れは當然負担すべきであるといふこと
を我々も考へておるのであります。妊
娠中絶をやつてゐる間の前後保護をい
たさなければならぬ期間の、その間の
生活の保護も考へなければならぬと私
は思ひます。凡そ何日ぐらい妊娠中絶の
手術につきましてこの婦人は休まな
ければならぬとせんか。完全にこの健康
に復しますに要します普通の日数
はどのくらいでございませうか。専門家
の御意見を伺いたいと思ひます。

○森山重人 正常の分娩でございませ
うと、全く健康の状態に帰るのにはお産後
短かくて六週間、普通六週間乃至八週
間ぐらいでございませうと、妊娠前の状態に
帰らないのでございませうけれども、そ
れが妊娠中絶でございませうと、勿論そ
の月数が中途でございませうから、その
中絶をするときの妊娠月数によりまし
て、その妊娠前の状態に帰る期間とい
うものが違つて参るわけでございませ
う。勿論妊娠月数が少い程、妊娠前の
状態に帰る期間は短くなるわけでは
す。それで今お話のように、大体何
日ぐらいといふことは全体にはちよつ
と申しかねると思ひます。正しく言
へば月数によつて分けていかんか
ん。併し一般に妊娠中絶を行う場合は
三、四ヶ月以内に行つて大部分で
ございませう。その場合でしたらまあ大
体二週間乃至三週間ぐらいと考へられ
ます。それも全く元に戻ると思はれ
ませんけれども、大体家庭生活がで
きる程度はそれぐらい、三週間乃至四週
間かと考へていいのぢやないかと思
ひます。

○井上重信君 森山さんにお伺いし
たいのでございませうけれども、この改

正の十三條の母性保護の立場から只今
問題になつております経済的に非常に
困ります者の妊娠中絶が行われてい
といふことでございませうが、こうなり
ますとこれはこの妊娠中絶の回数に非
常に大きな興味を持つて参ります。私
人によりまして、一年に三回ぐらい妊娠
中絶を行つたといふような例も私知つてお
りますので、こういうことで妊娠中絶が
行われましては、母性保護の立場から
考へまして、一時の場合は非常に経済
的にもその外の肉体的にも保護せられ
るようによつて考へられませうが、何年か経ち
まして悪い例では直ぐ一年以内ぐら
いに、葡萄胎、胎動のあとに、悪性の腫瘍
膜性の上皮腫といふようなものが起つ
たり又癌を起したりするやうなことが
ないかと考へます。一時経済的に肉體
的に楽になつても却つて年を経まして
そうした病氣が起れば、母性保護の意
味がなくなるやうな結果になると思
ひますのでございませうが、医学的の立
場からどういふものでございませう
か。

○森山重人 今の何回も繰り返して妊娠中
絶を行えば母体にどういふ影響がある
かといふことでございませうが、これは
條件があると思ひます。一つは中絶を
行う方法が医学的に正しく行われたか
どうかといふこと、それからその中
絶の手術を受けた婦人のあとの節
制如何、この二つが非常に大きな影響
を持つものだと考へますが、その二つ
のいずれかが正しく得られなければ、
いろいろ障礙がそのたぎに起つて
来ると思ひます。ですからその二つの
條件が満たされまして医学的に非常に
正しく行われて、且そのあとの節制が

五

十分行われたならば、回数を行いましても特別障礙はない筈でございます。併し現在の日本の状態からしますならば、その点非常に心配を私達も懷いております。可なり今そういうふうな中絶後における不節制とか、中絶方法の拙劣とかということによつて障礙を受けた者が可なり出て來ておるうちに私達も聞いております。そういう点においては十分に指導すること、それからその施行する方は今後は指定医があらますので心配ないと思ひますけれども、中絶後の節制指導ということが非常に大事だと思ひます。そういうふうな條件がいつでも満たされるとは限りませんから、そういう中絶を要するような家庭に對しましては、やはり妊娠してから簡単に中絶できるといふふうな考え方でなく、やはりそういう家庭には妊娠の防止、受胎調節の指導を積極的に行う方が、やはり本筋だと私達考へております。

○委員長(根本重蔵君) 外に御質問になる方がございせんか。委員外ですが、藤森さんに発言されてよろしいございせんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(根本重蔵君) ではどうぞ。

○委員外議員(藤森眞治君) 岡本さんにもちよつとお伺ひしますが、指定医以外の者は人工妊娠中絶ができないという規定に今度明らかになるのですけれども、そうすると指定医以外の者がやりました場合には、これは堕胎罪の對象になるものでしょうかどうでしょう。殊に最近検察側の方でもいろいろお考へになつて、いわゆる処罰の對象にはなつていないというのが最近の

判例のようでございすが、その辺で若し指定医以外がやつた場合に堕胎罪の對象にはならないが、一方医師の身分という上から行政上の對象について或る考え方を持たなければならん、こゝういふ難かしい点に達着してありますので、その点ちよつとお伺ひいたします。

○岡本議員 先程もこれについて、ちよつと指定医の嚴選問題に希望を述べたが、指定の医師という者が嚴選せられておる場合に、指定医師以外の人に勝手に人工妊娠中絶を依頼したというのは一應の堕胎罪の容疑を保持したくないか、その憂があるのです。でこの点は一つどうか法の運用上、指定医師でなければこの妊娠中絶ができません、医師の良心に訴へ、医師の取締の上からやつて頂きたいと思ひます。行政上の問題は私、別でありますが、一應そういうことが暗がりになされた場合、その原因關係については堕胎容疑の對象になると思ひます。ただその場合手続を間違えてやつたんだとか指定してない者が……ちよつとこの法文の十五條の二で多少運用上、解釋上問題になる点もある、こゝう思つておるのです。例えば指定医師が出先におきまして、妊娠中絶を依頼され、自分がその施設その他のものを持つていない場合、近所に指定医師でない人がある、これをして自分の名の下に手傳わしてなさしむる。これを医療行為といふことに見るかどうか。その施設がその施設と働きを貸す。それについては正当の謝礼も受けるのだらう。これは医師として一つの医療行為ではないかと思ふ。指定医師が行きましてそれに手傳わしてやる場合、こ

れは十五條の二の問題であります。これは法文を御検討なさる上に、恐らく立案の趣旨の御説明の中にそれが嚴密になされて置けば、私はこれは明らかになると思ふのであります。先程意見を申述べなかつたそういう場合も考えられます。そこで、指定医師にあらざる者がやつたということにつきまして、或いは本人の申出その他のものが合法的になされておつて、堕胎の疑いがそこに存しない場合は、たとへ一應の容疑を受けまして、私はそれは解消してしまふ、そういうふうに思つております。

○委員外議員(藤森眞治君) その点で実は、非常に面倒と申しますか、複雑になつて参りますので、指定医師以外の医師はいわゆる十五條の二で医療行為としてでも、緊急避難のような場合以外はできないという規定される、指定医師以外の者が或る人から依頼されて中絶をやつたという場合には、これは違法だといふことになつて來ると、いわゆるこれは堕胎罪といふことになるのじやないか。こゝういふふうに一應考へられるのですか……。

○岡本議員 これは私愛いは残りまするが、不当な利益を對象とする医師は段々減つて來るのじやないかと思ふのです。指定医師を定めることによつてです。で、今一應堕胎の容疑もかけられる憂いがあるといふのはそこでありますから、その危険を敢て冒してやるという、これが少くなつて來るのじやないか。少くとも合法的の手段を経てやる。私前回はあなたのお見えにならん前に申上げたんですが、これは二つの面から、本人も人工中絶を申立てる、そしてこれを委員会等で明らかに検討して、それから医師の面においては、制裁によつて減少されるという面から堕胎の容疑は非常に減つて來るのでないか。今まで始末に困つておつたのが、不審不倫の子供の始末である、これは四項にも規定してあるし、又その不審不倫の行爲が行われるのは、上流階級、有閑階級の者もあつたんであります。多くは下流階級の道義のたつた面に多いのでありますから、これは大いに堕胎の容疑が減つて來るのじやないかと思ひます。

○委員長(根本重蔵君) 本日は我々委員会におきまする厚生保護法の審議に當りまして、四人の方の御出席を願ひまして、いろいろとそれらの専門的な立場から、この改正法に對しまする御意見並びに改正後の施行に關しまするいろいろの御意見を伺ひまして、我々の審議の上に非常に益するところが多かつたことを、厚く感謝してお礼を申上げる次第であります。尙正午まで少し時間がありますので、正式な委員会を閉じて懇談いたしたいと考へます。午前はこれを以て休憩いたします。午後又、この厚生保護について審議を続行いたします。

午後十一時三十八分休憩
午後二時十分開会
○委員長(根本重蔵君) 只今より午前中に引續き開会いたします。速記を止めて……。

午後二時十一分速記中止
午後二時二十五分速記開始
○委員長(根本重蔵君) 速記を始め……。本日はこれで散会いたします。午後二時二十六分散会
出席者は左の通り。

委員 谷口彌二郎
堀井 伊介
中平 太郎
山下 義信
中山 壽彦
井上 かつあ
小杉 千子
藤森 眞治
委員外議員 藤森 眞治
証人 最高檢察廳檢事 岡本 梅次郎
母子愛育会 森山 豊
母性保健部長 山田 悦世
民生委員 賀川 豊彦

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、國立公園法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十五日)
一、傳染病予防法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十五日)

るお考えになつて、いわゆる処罰の對
象にはなつていないというのが最近の

ではないかと思ふ。指定医師が行きま
してそれに手傳わさしてやる場合、こ

ます。こういうふうなものはどうい
ふうな解決でしょうか。

す。午前はこれを以て休憩いたしま
す。午後又、この厚生保健について審

律案(予備審査のための付託は四月
二十五日)

五月七日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、戦争犠牲者遺族保護対策強化に關
する請願(第八百七十四号)

一、國立病院に特別会計制実施反対の
請願(第八百八十九号)

一、健康保険法改正反対に關する請願
(第九百十七号)

一、厚生年金積立金運用再開に關する
請願(第九百十八号)

一、國立病院に特別会計制実施反対の
請願(第九百三十六号)

一、健康保険法及び生活保護法による
診療報酬支拂促進等に關する請願
(第九百三十九号)

一、社会保険診療報酬支拂基金法改正
反対に關する陳情(第九百五十一号)

一、厚生省藥務局存置に關する陳情
(第九百五十四号)

一、消費生活協同組合の住宅事業経営
に關する陳情(第九百六十二号)

第八百七十四号
昭和二十四年四月二十二日受理
戦争犠牲者遺族保護対策強化に關する
請願

請願者 福岡縣粕屋郡香椎町
中尾光造 外十一万四
千九百九十九名

紹介議員 矢野西雄君 野田俊作
君

今大戦によつて一家の支柱を失つ
た遺族の生活は、敗戦後の遺棄た
れた困窮の荒波にさいなまれて、慘

たんたる有様であるが、精神的慰安
も、経済的支援もなく、益々衰微の
苦しみを受けているから、(一)遺族

年金制度の確立、(二)遺児の義務教
育費國庫負担制度の確立等の施策を
実施せられたいとの請願。

第九百八十九号
昭和二十四年四月二十二日受理
國立病院に特別会計制実施反対の請願

請願者 東京都目黒区大原町一
二二四 全國國立病院
患者同盟内 村山悠基
雄

紹介議員 千田 正君
國立病院は從來生活困難者、一般勤
労者の医療機関として、その使命を
達成してきたのであるが、今回独立

採算制を原則とする理由の下に、當
病院に特別会計制を実施せんとして
いる。若しこの制度が実施されると
當病院が一般大衆の機関としての機
能を失つて営利事業化し、しかも現
在收容者の実状よりみてこれ等の患
者の生命そのものにも重大な影響を
及ぼし、更に國民生活は極度の窮地
に陥し入れられるおそれがあるから、國
民大衆の唯一の医療機関としてその
社会性の保持と社会保障の確立の
ために、國立病院の特別会計制に反対
するとの請願。

第九百十七号
昭和二十四年四月二十六日受理
健康保険法改正反対に關する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ
二二 全日本藥業別勞
働組合會議内 菅道

紹介議員 中西 功君
健康保険制度は、昨年九月社会保険
診療報酬基金の設定以來、利用者の
激増に伴う医療保険給付の増加によ
つて、箇々の健康保険組合は、その
経営が困難となつてゐる。しかるに
政府は、健康保険法に明記されてい

る事務費の全額を負担しないばかり
でなく、更に、初診料の全額受診者
負担制度の復活を計画してゐる由で
あるが、これは本制度の趣旨に反し
てゐるから、(一)健康保険事務費の
全額負担を確定に実行すること、
(二)医療機関に対する健康保険診療
報酬を迅速に支拂ふこと等の措置を
採られたいとの請願。

第九百十八号
昭和二十四年四月二十六日受理
厚生年金積立金運用再開に關する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ
二二 全日本藥業別勞
働組合會議内 菅道

紹介議員 中西 功君
厚生年金積立金は、その一部を被保
険者あるいは事業主に對し、被保險
者及びその家族等の福祉施設を創設
する費用として、特殊銀行等を經由
して低利に貸付けられていたもので
あるが、現在その融通は停止されて
いる。しかし、これは厚生年金保險法
の趣旨及び労働者の利益をじゆりん
するものである。又、政府は労働者
の住宅、医療厚生施設に何等の積極
的な施策を示さず、責任もとらない
現状であるのは遺憾に堪えないから
厚生年金積立金を融通活用できるよ
うにして労働者の福祉施設の新設と
拡充を図られたいとの請願。

第九百三十六号
昭和二十四年四月二十七日受理
國立病院に特別会計制実施反対の請願

請願者 茨城県水戸市松本町二
ノ二、二九四 和田洋
名

紹介議員 草葉隆國君
國立病院は從來生活困難者、一般勤
労者の医療機関としてその使命を達
成してきたのであるが、政府は今國
立病院特別会計法案を提出されてい
るが、若しこの制度が実施されると
國立病院は一般大衆の機関としての
機能を失つて営利事業化し、國民生
活を極度の窮地に陥し入れられる虞が
あるから、國民大衆の唯一の医療機関
としてその社会性の保持と社会保障
の確立のために、國立病院の特別
会計制に反対するとともに國立病院
特別会計法案を撤回せられたいとの
請願。

第九百三十九号
昭和二十四年四月二十七日受理
健康保険法及び生活保護法による診療
報酬支拂促進等に關する請願

請願者 東京都港区芝田村町五
附東京醫院内 内科
堀外十一名

紹介議員 草葉隆國君
國民生活の窮乏に伴い、健康保險利
用者は激増の一途をたどつてゐるが
病院経営を左右するこの保險支拂が
遅れるため、開業医師に重大な脅威
を與えているので、(一)健康保險及
び生活保護法による診療報酬の支拂
を請求当月拂とする、(二)一、
二、三ヶ月分を即時支拂ふこと、(三)
健康保險及び生活保護法による診療
報酬については税金を免除すること
等の措置を採られたいとの請願。

第三百五十一号
昭和二十四年四月二十三日受理

社会保険診療報酬支拂基金法改正反対
に關する陳情

陳情者 滋賀縣大津市滋賀縣医
師會内 小林清祐

保險医の指導及び監督については、
現行法律に規定してある條項で充分
であるのに、政府は、社会保険診療
報酬支拂基金法の一部改正法律案を
國會に提出して、基金の審査委員會
を法定化し、その権限を強化して、
これにより保險医の手足をしばらう
としてゐるが、これは、國民の保健
衛生上憂慮に堪えないから、右改正
法律案に反対するとの陳情。

第三百五十四号
昭和二十四年四月二十五日受理
厚生省藥務局存置に關する陳情

陳情者 高知市本丁筋五高知縣
藥劑師會内 徳田貞雄

國民地位の向上、疾病に對する予防
並びに治療、それに要する医薬品の
製造及び配給監督等の完べきを期す
るため、藥事行政機構の充実強化が
必要であるとき、行政機構刷新の一
環として厚生省藥務局の廃止せられ
ることは遺憾にたえないから、從來
通りこれを存置せられたいとの陳
情。

第三百六十二号
昭和二十四年四月二十六日受理
消費生活協同組合の住宅事業経営に關
する陳情

陳情者 東京都港区芝南佐久間
一ノ八 東京建設信用
購買利用組合内 今井
哲 外十二名

政府においては、勤勞庶民のために

七

第九百五十一号
昭和二十四年四月二十三日受理

第九百五十四号
昭和二十四年四月二十五日受理

第九百五十七号
昭和二十四年四月二十七日受理

第九百六十二号
昭和二十四年四月二十六日受理

第九百六十七号
昭和二十四年四月三十一日受理

第九百七十四号
昭和二十四年五月九日

第九百七十九号
昭和二十四年五月九日

第九百八十四号
昭和二十四年五月九日

第九百八十九号
昭和二十四年五月九日

第九百九十四号
昭和二十四年五月九日

第九百九十九号
昭和二十四年五月九日

第十百零四号
昭和二十四年五月九日

第十百零九号
昭和二十四年五月九日

第十百一十四号
昭和二十四年五月九日

第十百一十九号
昭和二十四年五月九日

第十百二十四号
昭和二十四年五月九日

住宅金融公社を設置して、住宅建設の促進を図ることであるが、この労働者庶民の自発的協同組織である消費生活協同組合を活用することは、住宅政策遂行上極めて重要であるから、(一)住宅金融公社その他の政府長期低利資金の業務対象として、消費生活協同組合を住宅組合と同様に取扱うこと、(二)消費生活協同組合に対する不動産取得税を免除すること、(三)消費生活協同組合の信用事業兼営を認める等の措置を採らねばならぬとの陳情。